

緊急時用浄水装置 DCF-1HL 型取り扱い説明

◎用途 プールや防火水槽の水をろ過後、滅菌して飲料水を生成します。

◎取扱上の注意事項

- 郭毒物、劇物、農薬、化学薬品、重金属は、除去できません。これらの物質の混入している恐れのある水源は、避けてください。
- pH（酸性、アルカリ性を示す指標）の飲料水基準は、5.8～8.6です。pH測定器のその基準に入らないときは、水源に何らかの物質が混入している可能性があるため、水源を変更してください。（防火用貯水槽水は炭酸ガス式中和装置で中和して飲料化します）
- 海水の塩分は、除去できません。
- 次亜塩素酸ナトリウム液添加及び濃度調整は、取扱説明書の滅菌方法に従い行ってください。
- 蛇口から出てきた浄水は、30秒以上たってから飲用してください。
- 浄化した水は、早めに飲用してください。時間がたつと残留塩素がなくなり細菌類が繁殖し体調を損なうおそれがあります。
- 塩素薬液を希釈する時は浄水出口から水が出始めてから少なくとも1分は通水してから行なって下さい。
- 本体は平らな場所に設置して使用し、保管や運搬をする時は逆さや横にしたりしないで下さい。
- 塩素薬品や測定の試薬、フィルターカートリッジには使用期限があるので必ず確認してください。

◎取り扱い手順



- ① 水源に移動し、吸入、給水ホースを接続します。
- ② 吸入ホースを水源に投入します。浮子下長さを変えて水底のドロ等を吸入しないようにします。
- ③ 吸水作業を行います。手動ポンプを左右に動かしてください。手動ポンプ横のバルブを開くと空気が逃げて吸水しやすくなります。水が上がり始めるとポンプの動きが重くなるので、その後はポンプの振幅いっぱい動かしてください。
- ④ 可搬ポンプで送水する場合は 圧力計を見ながら 0.5MPa 以下で送って下さい。
- ⑤ 給水ホースからろ過された水が出できます。

注意：この段階の水は、滅菌されていませんのでまだ飲めません。



- ⑥ 滅菌作業をします
 - ・薬液槽（専用ボトル）の下部約1cm位にある線まで、次亜塩素酸ナトリウムを入れます。
 - ・浄水装置のろ過水を満水になるまで入れ薬液を希釈します。
 - ・塩素滅菌薬品の製造年月から2年は使用できます。残留塩素及びpH測定試薬の使用期限も塩素滅菌薬品に準じて下さい。





- ・薬液槽を元の位置におさめ、薬液ホースを差し込みます。
- ・通水しながら、滅菌装置のダイヤルを 目盛り1～2 の位置にあわせます。
- ・滅菌装置のガラスの点滴確認管で点滴を確認します。
- ・点滴のスピードは、ダイヤルで調整できます。
- ・ダイヤル 1～2 位だと 1秒に2滴程度 点滴されるスピードです。
- ・また、通水していないと滅菌薬液は吸入されません。

- ⑤ろ過水の残留塩素とPHの測定をします。下記の測定方法参照下さい。
- ・残留塩素濃度が 1.0mg/L 位になるよう、ダイヤルで点滴量を調整します。
 - ・残留塩素濃度が薄い時→点滴量を多くする。濃い時→点滴量を少なくする。
- ⑥手動ポンプを操作して給水します。この水は飲用可能です。

⑤測定方法



残留塩素測定方法

- ◎この測定器は、残留塩素と pH が測定できます。左側の色見本が塩素測定で、右側の色見本が pH 測定です。
- ◎測定器の試験管内部を 2～3 回ろ過水で洗浄した後、ろ過水を入れます。
- ◎塩素測定用 DPD 試薬（錠剤）を CL 表示の色見本側の試験管の水に 1 錠入れます。
- ◎pH 測定用のフェノールレッド試薬を pH 表示の色見本側の試験管の水に 5 滴落とします。
- ◎それぞれの発色具合と色見本とを見比べます。
- ◎残留塩素濃度 0.5～1.0mg/L、pH が 5.8～8.6 の間であれば飲用可です。
- ※上記の説明は DPD 試薬（錠剤）で残留塩素濃度測定タイプ^①の測定器です。OTO 試薬（液体）で測定するタイプ^②も有り。測定器の裏側に測定方法の記載有り。
- ◎pH の飲料水基準は、5.8～8.6 です。比色色見本のいずれかの色であれば基準内です。
- ⑦残留塩素濃度は、滅菌装置のダイヤルで調整できます。防火用貯水槽水で pH が高い（アルカリ性）場合は、炭酸ガス式中和装置で中和作業を行って下さい。
- ※中和装置の取説は当書面では省略しています。正式の取扱説明書参照下さい。

片づけ方法

- ◎薬液槽内の塩素薬品は、下水や防火用貯水槽内など影響のない場所に捨てます。
- ◎吸入、給水ホースを外します。ろ過器下部の黒い水抜き栓をねじって外し、手動ポンプを動かして水を抜きます。
- ◎カバーをかけて収納します。
- ◎ろ過器内のカートリッジは訓練後に水抜きや陰干しなどは必要ありません。
- ろ過器内に装着した状態で保管下さい。交換後 5 年間同一のものが使用できます。

注意事項

- ※訓練等で使用した塩素薬品は植物等に影響のない土や砂利の上に捨て自然蒸発させて下さい。
- ※塩素薬品と残留塩素測定器の測定試薬は、2 年をメドに交換してください。
- ※フィルターカートリッジは、目詰まりして手動ポンプの動きが重くなった時、及び目詰まりしていなくとも 5 年経過したものは新品と交換して下さい

※詳しくは、青い付属品袋の中にある取扱説明書やビデオを良くお読み下さい。